2　内閣サイバーセキュリティセンターに属する内閣審議官及び内閣参事官の職務を定めることとした。

二　行政機関職員定員令の一部改正関係（第二条関係）

内閣サイバーセキュリティセンターの設置に伴い、内閣の機関の定員を一〇人増員することとした。

三　施行期日等

1　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条関係）

2　この政令は、サイバーセキュリティ基本法（平成二六年法律第一〇四号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二七年一月九日）から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第四〇二号）（外務省）

1　在アルメニア日本国大使館及び在ナミビア日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇平成二十六年十一月二十二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四〇三号）（内閣府本府）

1　平成二六年一一月二二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第四〇四号）（内閣府本府）

一　児童手当法の規定の適用についての技術的読替え関係

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の規定による改正後の児童手当法の規定の適用についての技術的読替えを定めることとした。（第一条関係）

二　児童福祉法の一部改正に伴う経過措置関係

1　整備法による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）に基づく保育所の認可の要件に関して、必要な経過措置を設けることとした。（第二条関係）

2　新児童福祉法の施行前に、必要な条例の制定等の準備行為を行うことができる旨の経過措置を設けることとした。（第三条関係）

3　条例の制定施行までの間、放課後児童健全育成事業等の基準について、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置を設けることとした。（第四条関係）

三　社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置関係

1　第五条から第七条までで用いる用語について、定義規定を設けることとした。（第五条関係）

2　社会福祉法人が経営する保育所等の業務に従事していた者を使用する学校法人が締結する共済契約に関して、必要な経過措置を設けることとした。（第六条関係）

3　学校法人が経営する保育所等の業務に従事していた者を使用する社会福祉法人が締結する共済契約に関して、必要な経過措置を設けることとした。（第七条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、整備法の施行の日から施行することとした。

◇農地法施行令及び農産物検査法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇五号）（農林水産省）

一　農地法施行令の一部改正関係

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可手続について大都市の特例を定めることとした。（第一条関係）

二　農産物検査法施行令の一部改正関係

農産物検査法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち都道府県知事が行うこととするものを定めることとした。（第二条関係）

三　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。ただし、二に掲げる事項は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四〇六号）（環境省）

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一二〇号）の施行期日は、平成二六年一二月二四日とすることとした。

◇日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四〇七号）（環境省）

一　国家公務員退職手当法施行令等の一部改正関係

国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）等について、「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改めるなど所要の規定の整備を行うこととした。（第一条から第六条関係）

二　環境省組織令の一部改正関係

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関する事務を水・大気環境局及び同局総務課の所掌とすることとした。（第七条関係）

三　施行期日等

㈠　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年一二月二四日）から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第四〇八号）（厚生労働省）

1　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の要件を、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとすることとした。

2　別表を削除することとした。

3　この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。